

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	シュタイナー教育思想の哲学的基盤(1) : 「哲学的考察の原点」 としてのカント的認識論 <研究論文>
Author(s)	衛藤, 吉則
Citation	HABITUS , 17 : 45 - 59
Issue Date	2013-03-20
DOI	
Self DOI	10.15027/39015
URL	http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00039015
Right	
Relation	



シュタイナー教育思想の哲学的基盤(1)

－「哲学的考察の原点」としてのカント的認識論

衛 藤 吉 則

(広島大学准教授)

はじめに

シュタイナー (Rudolf Steiner:1861-1925)の思想は、一般に「人智学(Anthroposophie)」と呼ばれる。人智学とは、ギリシア語のανθρωπος(人間)とσοφια(叡智)を組み合わせた語で、「真の人間認識へと導く学」という意味をもち、彼が「真の認識科学」とよぶ「精神科学Geisteswissenschaft」によって基礎づけられる。とりわけ、その精神科学は、教育・文化といった精神領域における当時の危機的状況を克服することに向けられていた¹⁾。つまり、自然科学や政治・経済の領域が、自らの原理を唯一のものとして、教育をはじめとする人間精神の領域へとその原理を適用してきたことに対して、シュタイナーは精神的領域の独自性を証明することによって時代に警鐘を鳴らそうとしたのである。それゆえ、シュタイナーの教育学理論は、自然科学とは別の人智学的な人間認識に基づく精神科学によって構築されることになる。

自伝²⁾によれば、こうしたシュタイナーの認識論への関心は、ウィーンノイシュタット(Wiener-Neustadt)にある実科学学校(Realschule)に通う高校生のころに始まったとされる。それは、直接的には「可視の事実」と「不可視な本質」との総合という彼自身の体験に起因するものであったが、当時においては、「人間の理性が事物の本質解明に向けて何を成し遂げうるのか」という認識論的問題意識へと発展し、その解決を近代認識論の創始者と称されるカント哲学のう

ちに求めていくことになるのである。高校生のシュタイナーは、書店に並べられていた『純粹理性批判*Kritik der reinen Vernunft*』(1892)に惹かれ、購入後、その重要な部分を20回以上も読み返したという。

以上述べてきたように、シュタイナー教育思想の基盤には人智学的認識論があり、その形成の端緒としてカント的認識論が考察されたのである。以下、本論では、シュタイナーにとって「哲学的考察の原点」に位置づけられるカント的認識論について、彼の理解と克服視点を論述していきたい。

その際、論及の対象とする主たる著作は、シュタイナーの哲学上の処女作『真理と科学*Wahrheit und Wissenschaft*』(1892)である。本論での考察に先立ち、本書の位置づけと、この本に込められたシュタイナーの意図を確認しておこう。

この『真理と科学』は、シュタイナーが1891年(30歳のとき)に、ロストック大学哲学部に提出した博士論文(『認識論の根本問題－主にフィヒテの知識学を顧慮して*Die Grundfrage der Erkenntnistheorie mit besonderer Rücksicht auf Fichtes Wissenschaftslehre*』)をベースに加筆・修正した認識論的哲学著作である。シュタイナーは本書について、それ以前に研究を進め、高評価を得ていた自らのゲテ的認識論³⁾の諸概念に依拠することなく、純粹な哲学の概念でもって自己の認識論を基礎づけ得たものと位置づけている⁴⁾。さらに、この著作の意図について、本書の「前書き」に添えられた、“DR. EDUARD VON HARTMANN in warmer Verehrung zugeeignet von dem Verfasser”という言葉や、副題に付された“Vorspiel einer Philosophie der Freiheit”という表記から、当時、ショーペンハウアーの意志の哲学を発展させたハルトマン(Eduard von Hartmann : 1842-1906)とその哲学が意識されていたことや、本書における認識論的基礎づけが、かの『自由の哲学(*Die Philosophie der Freiheit*)』(1894)のプロローグとしての役割を果たすものであることが理解される。

第一節 カント的認識論の特徴

1. 前提となる「私の表象」

シュタイナーは、カント同様、学問の妥当性を議論するのに先立ち、その学問が拠って立つ認識の構造そのものをまず問われなければならないと考え、認識論の研究に向かった。なぜなら、認識論は、知識の対象・起源・射程・方法・構造・妥当性を理論的に基礎づけ、それを土台に諸学を方向づける根本学だからである。そこでは、「實在に知がかかわることが可能か否か」、「知の起源がどこに由来するとみるのか」、あるいは實在領域について、「判断すべきでない(できない)」と考えるのか、また「判断可能」とすればそれをどのような方法でどの程度知ることができるのか、さらにそこで得られた知の内容がいかなる構造と妥当性を示しうるのか、さらには、「私たちには判断でない」とするならば、どこまでが私たちの認識範囲なのか、といった根源的な問いが追求される。では、カントとシュタイナーはこれらの問いにいかなる回答を示すことになるのであろうか。

先に述べたように、認識について、「不可視の本質」と「可視の事実」を一元的に追求するシュタイナーの立場は、カントを現代的認識論の「創設者」⁵⁾と敬意をもって認めるものの、結果的にはその二元論の克服をめざすことになる。本項ではまず、シュタイナーによるカント理解を検討するに先立ち、シュタイナーが問題視する、カント的認識論の二前提について確認しておきたい。

シュタイナーによれば、カントの認識論は、「知覚された世界は私の表象 (meine Vorstellung)である(傍点筆者：以下同じ)」⁶⁾と「私たちの知識は自らの表象を超えたいかなるものをも対象としていない」⁷⁾という二つの命題を前提としている、とされる。つまり、その認識論においては、「私の表象」こそが各自が直接経験する唯一のものであり、哲学することのはじめに表象を超えるあらゆる知識は疑い得るものと規定された。

この「私の表象」を介した認識について、カントは、私たちが何らかの表象をもつことでただちに有効となるわけではなく、それが成り立つためには、私たちに現れる多様な表象を貫く「自己の同一性」が前提になくはないと考えた。そして、それを根底で支えるものを、超越論的統覚(die transzendente Apperzeption)と呼ぶこととなる。そこにおいてはじめて、「私は考える(Ich denke)」という自己意識に根ざした、「私にとつての表象」が知覚内容としてはじめて意味をもつようになる、と解されたのである⁸⁾。このことは翻せば、彼が、けっして表象内容以外にどんな独立した存在もありえないと考えていたのではなく、知識の成立には自己意識を介する必要があると認識していたことが理解される。しかも、この「私にとつての表象」という概念には、自らの意識に現れる表象の変化についてなら認識できても、この変化を引き起こす事物の本質・原因や超越論的統覚としての自己意識自体については認識できない、という意味が含まれている。つまり、「見る目」は「見えない本質」をとらえたり、「自ら」を見たりすることはできない、という立場がとられるのである。

以上の理念を背景として、カントは、超越論的統覚を前提とした主観的な知覚内容である、「私にとつての表象」こそが知識に至る唯一の認識対象であると捉えたのである。そして、シュタイナーによれば、カントは、以上の表象理念に基づき、知覚と概念という認識過程の二大要因を、一、客観そのもの(das Objekt an sich)と、二、主観が客観から取り出す知覚内容(die Wahrnehmung)と、三、主観(das Subjekt)と、四、知覚内容を客観そのものに関係づける概念(der Begriff)、の四つに区分する、とされる。これがシュタイナーのみる、カント的認識論の前提構造である。

2. 認識判断とその射程

ここでは、カントによる認識論的二元論の根拠とされる、認識上の判断形式と射程について、『純粹理性批判*Kritik der reinen Vernunft*』から概説しておく。

カントは、表象を通じた認識の判断パターンを、「分析的判断(analytische Urteile)」と「総合的判断(synthetische Urteile)」とに区別する⁹⁾。

「分析的判断」とは、事象を解説する命題(主語Aと述語Bに注目)において、主語の概念のうちに述語の概念がすでに(隠れて)含まれている場合に成立する理論理性の判断をさす(「物体はすべて広がりをもつ」など)。したがって、この場合、述語部分は主語の概念に付け加える何もものもあわせていないため、命題の理解と判断に際し、主語概念を分析し、説明をつくすことが課題となる。そのため、この判断は、「説明的判断(Erläuterungsurteil)」ともいわれる。ここでは、述語は主語の属性となっており、両者には「同一性の原理」が支配する。それゆえ、判断は自己の経験に依存する必要はなく、「ア・プリオリa priori」なもののみなされる。

一方、「総合的判断」は、主語Aと述語Bとが結びついてはいるが、述語Bがまったく主語Aの概念の外にあるような命題において成り立つ理論理性の判断をいう(「物体はすべて重さをもつ」など矛盾律だけでは真偽を直ちに確定できない命題)。つまり、その命題において、述語は主語の概念分析からは導かれ得ない内容を含み、そこには主語Aを超えた拡張的判断(Erweiterungsurteil)が必要となる。つまり、主語と述語の関係は、直観の総合的結合であるところの「経験」によって補完・解明されていく。そこでは、所与の感覚材料は、感性的直観の純粹形式によって、経験の体系へと築き上げられる。そうした認識作用が、「ア・ポステリオリa posterioriな総合的判断」といわれるものである。

このように、カントは、まず、命題の述語概念に対して、主語概念が自明な

「経験に依存しない(ア・プリオリな)分析的判断」や主語概念が不明で「経験に依存する(ア・ポステリオリな)総合的判断」を規定したが、さらに、それらとは別に、述語概念に対して主語概念が不明な(主語概念を超えて述語概念がある)命題において、「経験を超えた総合的な判断」が成り立つケースを見出そうとしている。つまり、カントはそのような判断として、経験という便宜をまったくもたないにもかかわらず、経験が与え得る以上の必然性を拡張的に付与する判断、別言すれば、それによって私たちの認識がかぎりなく形而上学的な領域に接近していくと考えられる「ア・プリオリな総合的判断」を考えたのである(命題「生起するものはすべてその原因をもつ」など)。しかも、そうした認識判断は、経験によって立証・反証される類のものではないが、「必然性(Notwendigkeit)」や「厳格な普遍性(strenge Allgemeinheit)」に支えられるので、私たちの理論理性がなし得る認識の範囲・限界と目された¹⁰⁾。その方法論は、分析による説明と記述を要求する演繹法でも、究極的には総合的な直観に依存する経験的な帰納法とも異なる、「経験を超えた総合的な直観の方法」、つまり、超越論的方法(transzendente Methode)に依拠することになる。したがって、カントの場合、経験を超えた理論理性の可能性は、この「ア・プリオリな総合的判断」のもとに成立する認識のうちにあると理論づけられた。そして、このような認識に含まれるものとして、数学や純粹自然科学が想定されたのである(命題「直線は二点間で最短である」「物体界のあらゆる変化において物質の量は不変である」など)。

しかし、カントのそうした認識分析の結果によれば、私たちの知力がおよぶ範囲はそこまでであり、事象の背後にある事物の本質とのかかわりは形而上学的な課題(実践理性の要請の問題)とされ、私たちの経験や認識の領域から分断されることになる。つまり、時間と空間といった感性形式に則り、主観的な表象がかかわる可視的な物理・経験領域や数学的な抽象・論理領域こそが唯一の認識対象であり、それを越え出るような認識欲求は「理性の冒険(das Abenteuer

der Vernunft)」とされたのである。しかも、現象界の背後にあるとする「物自体」については、それがたとえ実体であるとしても経験できないとする「不可知論」の立場をとる一方、彼は、合理的な理念をも受け入れ、普遍的真理を求め、理性の無限の実践の先にこそ人間の不可視な本質が見出されるとし、この課題は認識科学とは別の形而上学において追求されるべきと考えたのである。

以上のカント的認識論に基づき、近代以降、価値中立的に知覚内容の厳密な記述に徹する「説明の学」や、経験的な実証主義、さらには自然科学の方法論が新たに権威づけられ、事実領域に限定された形で確固たる地位を築いていくことになる。

第二節 カント的認識論の問題性

若きシュタイナーは、認識に際して、物が一方向的に心を規定するとする唯物論的な認識の見方に疑義を呈し、人間の観念や理性(体系的な思考能力)の作用を重視し、認識の射程をぎりぎりまで追求するカントの哲学に共感を示した。しかし、「不可視な本質」と「可視の事実」の架橋をめざすシュタイナーにとって、カントの理論は、最終的には超えていく必要があるものとして、以下のように位置づけられた。

すなわち、シュタイナーは、カントの認識論を、「素朴実在論(naiver Realismus)」とみなし、その立場が、「物自体」という架空の理論を作り上げ、現実的な洞察によって理念世界の本質を開示することを断念している、と批判する。「素朴」とは、当時の哲学論議では、物の見方における「反省と批判の欠如(Fehlen der Reflexion und Kritik)」¹¹⁾を意味する。シュタイナーの文脈では、カントの認識論がつぎの点において、「現実的な洞察」としての「反省理論」となり得ていないと説明される。つまり、一、自己意識を根拠とする主観的な「知覚内容」が客観的な実在性の言語化を意味する「概念」へと「無批判」に「素

朴」に結びつけられていく点や、二、自らの意識に働きかける根源的作用や事物の本質を私たちの認識によって見出し得ないとする点においてである。これらがシュタイナーの批判する「素朴さ」の内容となる。シュタイナーは、こうしたカント的見方に対して、私たちの認識を、感覚知覚レベルに加え存在知の次元を含めた連続的な「垂直軸」的変容構造においてとらえるべき、と考えるのであった。では、シュタイナーが考える重層的で連続的な構造をもつ認識論とは、カント的認識といかなる相違を示すのだろうか。

シュタイナーによれば、そうした差異は、カントの「経験」「学問」「自由」「道徳」の各概念のうちに求めることができるとされる。

具体的には、以下の項において、まず、カント的認識論が自らの理論の前提に置く「経験」と「経験を越えたもの」との区分問題(第二節の1)を、つぎに、認識と「学問」「自由」「道徳」とのかかわり(第二節の2)を、順次、比較考究していきたい。そのうえで、つづく第三節において、シュタイナーによる一元論的な人智学的認識の理解に不可欠なポイントとなる、「認識の出発点」と「思考」概念について解説を加えたい。ただし、本論稿では、紙数の問題で、次項までを掲載し、第二節の2以降は次号以降に掲載したい。

1. 「経験」と「経験を越えたもの」の区別

先に確認したが、シュタイナーによれば、カント的認識論の根本的な問題は、「総合的判断がいかにア・プリオリに可能であるか」という問いを、自らの認識論的考察のはじめに措定したことにあり、とされる¹²⁾。加えて、カントがそうした問題設定を認識の前提に据えるのは、「私たちが総合的判断の正当性をア・プリオリなものとして証明することができる場合にだけ絶対的に確実な知識を獲得しうる」、という思いこみがあるからだという。

実際、カントの『純粹理性批判』のタイトルに示された「純粹」(理性が対象をまったくア・プリオリに規定するような部分¹³⁾)という概念からもわかる

ように、「純粹理性」をめぐる考察において、彼は初めから〈経験を超えた〉理性の働きこそが人間認識の可能性を提示しうると考えていた。そこでは、推論reasoningにおける体験知や根源的な純粹経験は考察の対象外となる。

では、カントが「創造的で確実な知識」に至る認識の仕方を「ア・プリオリ」であり「総合的」とする根拠はいったい何であろうか。それは、究極には、彼が理解する「形而上学」の概念に起因している、とシュタイナーはみている。

シュタイナーによれば、カントは、自らの掲げた「ア・プリオリな総合的判断の可能性問題」を解決することが、形而上学の「存亡」や「完全な形での生き残り」につながると理解していたとされる¹⁴⁾。カントは、「形而上学」について原義に基づき、つぎのように規定している。「形而上学」とは、「物質的 physisch」ではない、「物質を超えた metaphysisch」学問である、と。それゆえ、形而上学における認識の起源からいえば、そうした根源的な認識は、経験的ではありえず、経験の彼方になければならないと考えるのである。そして、カントは、『純粹理性批判』においてつぎのように結論づけることになる。

「形而上学のうちに、…ア・プリオリな総合的認識が含まれていなければならない。また、形而上学にとって、私たちが事物についてア・プリオリに構成するところの概念を単に分解し、それによって分析的に説明することはまったく重要でない。その旨とするところは、まさに私たちが自らの認識をア・プリオリに拡張しようとするところにある。そのために私たちは、与えられた概念を越えて、その概念に含まれていなかった何かあるものを別に付け加えるような原理を用いなければならない。そして、私たちは、ア・プリオリな総合的判断によってこの概念をはるかに超出することになるので、経験そのものはもはや私たちに追従できないのである。」¹⁵⁾

つまり、ここから、カントは、真の形而上学的な諸命題が、つねにア・プリオリな判断であり経験的でないとし、「経験から推し量られない必然性」こそが、

より高次の実在における認識的性質である、と考えていることが理解される。

以上の理解を背景として、カントは、絶対的で確実な知識の体系が、分析的判断や経験と分断された「ア・プリオリな総合的判断」によって確立される、という見方を認識論の検討に先立ち設定することになる。カントによるこうした認識論上の前提に対し、シュタイナーは、以下の疑義と批判を呈する。

「分析命題」(隠れた仕方で主語に含まれる何かを表現する述語)と、「総合命題」(主語の外にまったき姿で存在するがそれが主語概念へと通じうるという述語)の内実から、「経験」概念を基準とする「先験的(ア・プリオリ)」と「経験的(ア・ポストエリオリ)」といった認識上の「区別」を厳密に導くことができ得るのか。また、別様の表現を借りれば、理論理性の形式をとり「創造的な真の知識(最初の概念に含まれていない新たに創出された知)」を導き得るとされる「経験から独立した(ア・プリオリな)総合的な判断」などというものは成り立ち得るのか、と。シュタイナーにとって、「認識」と「経験」との関係を考える際、連続する経験の質的変容において、「経験に由来しない認識」という一般的な線引きは不可能かつ無意味なものと考えられた(たとえそれが抽象的な操作概念であるとしても)。これがシュタイナーのとする根本的な認識上のスタンスであり、カント批判の基点となる。この点をふまえて、両理論の関係性と妥当性を検討してみよう。

たしかに、カントがおこなったように、一般に知覚可能な認識を「経験」領域に関連づけ、それを超える認識や働きを、神秘的な「知的直観」や「主体から分離した叡智界の作用」とみることも、理論の便宜上、あるいは形而上学が元来含みもつ概念に照合すれば成り立つようにも思える。しかも、カントのいう実践理性のように、私たちの普通の感覚知覚や利己的・世俗的な感情を超えて、内奥でささやくように響く道徳的な声を「要請」として感じとることも、それを体験的に見いだすことも、私たちは否定することはできない。自己尺度の否

定・更新をぎりぎりまで徹底させるとき、リアリティの内実が心に〈立ち現れる〉という体験は十分語られ得るし、それが象徴表現を介して伝達されてきた事実をも私たちはいたるところで確認することが可能である。

実際、シュタイナー自身も、そうした次元について「超感覚的(transzendent)」という表現を使用し、意志の次元では、欲望(Begierde)という利己的な意志衝動が内奥からくる「もっとよりよくできたはずだ」¹⁶⁾というかすかな響きをともなった希望(Wunsch)を経て、肉体から自由な意志である決意(Entschluß)へと変容する、と語る。さらに、シュタイナーの場合、利己的・受動的・自然的な感情は利他的・能動的・理性的な感情へ、そして抽象的に実在と分断された知(思考)は具体的実践的な行為知へとそれぞれ高まっていく、と理解される。

したがって、「経験」を「通常の感覚的次元」とするならば、シュタイナーとカントは同様に高次の認識が成り立つには、ある意味、それを超える必要があると考えていることになる。しかし、厳密には、シュタイナーは、「感覚(経験)」と「超感覚(超経験)」の区別について非連続な〈分断〉として捉えておらず、思考・感情・意志の質的変容を通して、通常の感覚的次元から高次の認識に至る連続した図式において把握されることになる。そうした非連続の連続ともいえる実在論的主体変容の構図において両区分は、一つの実有の位相として示されるに過ぎないのである。

しかも、シュタイナーが、カント的な認識・存在の二元論で問題視するのは、経験の〈一般性〉を指標とした「経験(感覚)」と「超・経験(感覚)」といった落差の実態ではなく、認識の前提に打ち立てる〈固定した経験概念〉そのものなのである。シュタイナーは、認識論の構築にあたり、その初めにいかなる前提も置いてはならない、と強く主張する。一般的な経験と超経験との落差の類実態から、認識の限界を設定することは、認識論の根底を不確かなものにすると考えるからである。

さらに、認識において、固定した前提を置く物の見方は、経験の変容に加え、物の見方自体が変化するというを視野に入れなくてはならない、とシュタイナーは考えている。諸学を導く認識論の前提に固定した見方があることは、もし、それが発見的出来事によって変化した場合、その類的で一面的な有効性に比して、より大きな弊害をもたらす可能性を含んでいると警告する(この認識の出発点問題については次章で詳細に解説する)。

シュタイナーは、当時におけるそうした「物の見方の変化」の事例として、「発生反復説(biogenetisches Grundgesetz：魚類→両生類→ほ乳類というように、個体発生は系統発生を繰り返すとする学説)」や、「エネルギー保存の法則」をあげ、前者の発見によって有機体の痕跡器官の意味(松果体説など)が、また後者の発見によって物理学における既存の問題設定が変更を強いられてきたことを指摘する¹⁷⁾。既存の真理とされた見方が崩れ、大きなパラダイムシフトが起これば、私たちの意識や科学の射程それを実証の基準さえも同様に変更を余儀なくされる。それゆえ、シュタイナーは、根本学としての認識論を考える際、いっさいの前提や目的論的な問題設定を排除すべきであるという。彼の場合、認識の初めにおいて前提はつねに開かれ、「経験や認識は変容する」という生成・変容の運動軸がその理論基盤に採用される。ここにおいて、真理とは、現時点での明証性基準や一般的経験に制約されるものではなく、主観的な〈確からしさ〉も含めた蓋然性において、方法論的多元主義のもとに追求することが容認される。別言するならば、認識において「経験」とは、〈一般〉のもとに還元される性質のものではなく、あくまでも、〈窓口としての個人〉や〈対象に適合する方法論〉に依拠するものと考えられたのである。

したがって、カントの場合のように、認識論研究の初めに、「いかなる絶対的で有効な認識も経験に由来するものではない」という前提を置いたり、思考と経験を分離し、「経験に絶対的な真理を獲得する能力がない」と規定したり

することは、シュタイナーにとって容認できないことであった¹⁸⁾。そして、カントの、物自体という概念や、実践理性による形而上学的な要請、それに経験に依拠しないア・プリオリな認識という見方は、そうした理念認識と経験の分断が引きおこした産物であるとみなされたのである。シュタイナーにとって理念認識と経験はつねに〈即なる関係〉とされ、認識においてはそうした理念の浸透した〈思考体験〉の内容こそが問われなければならないと考えられた。これについては次章(次号)で検討を加えたい。

註

- 1) シュタイナーは、当時の社会的な疲弊の原因を、問題のある認識論や社会制度にみていた。そのうち社会システムについて、彼は、いびつな形で干渉し合っていた生活領域と原理を再構成し、精神生活の自由(die Freiheit im Geistesleben)、法生活の平等(die Gleichheit im Rechtsleben)、経済生活の友愛(die Brüderlichkeit im Wirtschaftsleben)という根本原則を採用する「社会有機体の三層化(Die Dreigliederung des sozialen Organismus)論」を提唱した。シュタイナーによる最初の学校は、この社会有機体三層化運動のうち、教育を通じた自由な精神の実現をめざし、1919年にドイツ南部の都市のストゥットガルトの地に創設されたものである。社会有機体の三層化論とは、シュタイナーによって理想の社会システム論として1917年から20年にかけて紹介・展開された理念であるが、それは、「第三の道運動(Aktion Dritter Weg)」や、「自由国際大学(Freie Internationale Universität)」に引き継がれ、これらの連合による政治活動として、「緑の党」がその思想を反映している。日本では、大川周明がこのシュタイナー論に基づき国家改造を計画していた。これについては、拙論「大川周明の国家改造思想にみるシュタイナー思想とナショナリズムとの関係」『下関市立大学論集』(49巻-1,2号2005年)を参照。
- 2) Steiner, R., *Mein Lebensgang*, Dornach 1982, S.29-30(伊藤勉、中村康二訳『シュタイナー自伝 I』人智学出版社、1987年、39-40頁)
- 3) シュタイナーは、ウィーン工科大学に進学後、シュレーア(Schröer, K.J.)教授との出会いによって、ゲーテ的認識論の研究に向かい、のち、ゲーテ研究者としての才能を開花させる。それは、21歳のときに書かれた、キュルシュナー(Kürschner, J.)篇『ドイツ国民文学叢書』中の、ゲーテ『自然科学論集』への

序文(Einleitungen zu Goethes Naturwissenschaftlichen Schriften. In: unter der Leitung von Kürschner, J.: *Deutschen Nationalliteratur*. 1883-1897) や、自著『ゲテ的世界観の認識論要綱*Grundlinien einer Erkenntnistheorie der Goetheschen Weltanschauung*』(1886)として結実し、ゲテ研究者として高い評価を得ることになる。

哲学者・中村雄二郎もまた、シュタイナーによるゲテ自然科学研究を高く評価し、今後もシュタイナーの視点からのゲテ研究を発展させるべきであると主張している。(中村雄二郎「ゲテ自然学の豊かさー「かたちのオディッセイ」を書き終えて」『モルフォロギアーゲテと自然科学』第12号、ナカニシヤ出版、1990年)

- 4) Steiner, R., *Wahrheit und Wissenschaft*. Dornach 1892, S.14.
- 5) a.a.O., S.28.
- 6) 認識を表象の範囲内とする見解は、シュタイナーによれば、1792年のシュルツ(Schulze, G.E.)の主張や、ショーペンハウワー(Schopenhauer)、ハルトマン(Hartmann, E.v.)、フォルケルト(Volkelt, J.)にもみられるという。とりわけ、フォルケルトは、そうした見方を「実証主義的認識原理(das positivistische Erkenntnisprinzip)」と呼び、「批判哲学」に位置づくとした。他にも、認識論の開始点を、思考と存在の関係にみるべきとするドーナー(Dorner)、存在者を知ることとするレームケ(Rehmke)、実在の知に置くべきというフィッシャー(Fischer, E.L.)等をあげるが、それらは認識そのものの成り立ちを前提なしに理論化することをせず、すでに認識領域の内部に立った見解であると否定される。a.a.O., S.37-39
- 7) このシュタイナーによる引用は、フォルケルトの『イマヌエル・カントの認識論*Immanuel Kant's Erkenntnistheorie nach ihren Grundprinzipien analysiert : Ein Beitrag zur Grundlegung der Erkenntnistheorie*』(1879)の冒頭に書かれた言葉からである。*Die Philosophie der Freiheit*. Dornach 1894, S.56. (『自由の哲学』イザラ書房、1987年、87頁)
- 8) Kant, I., *Kritik der reinen Vernunft*, 1787 S.132-134. (篠田英雄訳『純粹理性批判』岩波書店、2006年、175-179頁)
- 9) a.a.O., S.52-55. (邦訳65-73頁)
- 10) カントによれば、「経験」は、私たちに何かあるものが事実としてしかじかであるということを教えるが、必然性や真実や厳密な普遍性を与えるものではない、とされた。それは、帰納によって想定された相対的な普遍性を与えるに過ぎないと考えられた。(a.a.O., S.47-48 邦訳59-60頁)
- 11) Döring, A., Über den Begriff des naiven Realismus. In: *Philosophische Monatshefte* Bd. XXVI, Heidelberg 1890, S.390. また、この「素朴実在論」という言葉には、カントが、事物が意識のはたらきかけにかかわりなく素朴に存在すると考え

ていることも含意されている。

- 12) Steiner,R., *Wahrheit und Wissenschaft*. Dornach 1892,S.29.
- 13) Kant,I., 1787. S.21(邦訳、第2版序文X、27頁)
- 14) Steiner,R., a.a.O.,S.29. Kant, a.a.O.,S.12-13.(同上訳、第1版序文V、15頁)
- 15) Kant,I., a.a.O.,S.58(同上訳、緒言V、72-73頁)
- 16) Steiner,R.,*Die Mystik im Aufgange des neuzeitlichen Geisteslebens und ihr Verhältnis zur modernen Weltanschauung*, Berlin 1901,S.68.
- 17) Steiner,R. *Wahrheit und Wissenschaft*. Dornach 1892.S.26
- 18) a.a.O.,S.31.